

## 学校体育施設開放事業実施要領

江別市学校体育施設開放事業規則で定めるもののほか必要な事項について次のとおり定める。

### 1 趣旨

市民の心身の健全な発達と地域のスポーツ振興を図ることを目的として、市内小中学校の屋内体育館及びグラウンドを、学校教育活動又は学校関連行事及び学校が認める地域の各種行事等の使用に支障のない範囲で、定期的なスポーツ及びレクリエーションを行う社会人のスポーツ団体及びスポーツ少年団、又はこれらに準じた団体に以下の要件に則して行われる活動の場として提供するものとする。

### 2 対象

以下の(1)～(6)の登録対象条件をすべて満たす団体とし、中学校、高等学校の部活動、大学等のサークル等の団体活動を除くものとする。

- (1) アマチュアスポーツ又はレクリエーション活動を行う団体で、その構成員のうち江別市に在住、在勤又は在学する者が8割以上かつ10名以上の団体。
- (2) アマチュアスポーツ又はレクリエーションを常に10名以上で定期的に活動する団体。
- (3) 未成年者、学生が主な構成員の団体については、構成員に3名以上の成人の責任者又は指導者が含まれ、かつ活動の安全確保を条件として対象とする。この3名以上の成人の責任者又は指導者のうち最低1名は江別市に在住の方とする。
- (4) すべての構成員が公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険などの傷害保険、賠償責任保険に加入している団体。
- (5) 以下の4ないし7に掲げる団体の管理対応や注意事項等の遵守事項について責任を持って活動できることが認められる団体。
- (6) あらかじめ所定の申請を行い、江別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の審査を受け、登録された団体。

### 3 開放校（施設）、期間及び時間

次に定める期間等においても、各開放校の諸活動などにより開放できない場合がある。

#### (1) 開放校（施設）

江別市内小学校の屋内体育館及びグラウンド並びに江別市内中学校の屋内体育館。

#### (2) 開放期間

##### ア 屋内体育館

4月15日から翌年3月31日まで

##### イ グラウンド

5月1日から10月31日まで

#### (3) 開放時間

小学校屋内体育館：午前9時から午後8時45分まで

小学校グラウンド：午前9時から日没まで

中学校屋内体育館：午後7時から午後9時まで

### 4 利用団体が行う管理

学校体育施設の利用に当たって団体が厳守すべき管理内容は、次の(1)から(7)に示すとおりとする。

- (1) 活動時の安全管理、監督。
- (2) 施設・設備の使用後の原状回復（活動後の清掃やゴミの持ち帰り、施錠、照明の管理、暖房器具使用時の運転停止）及び破損の予防。
- (3) 貸与された鍵の管理。
- (4) けがや事故など緊急時の対応及び連絡。
- (5) その他安全に活動するために必要な事項。

## 5 クラブ登録

### (1) 申請

利用を希望する団体は、利用年度ごとに次のアからオに掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。

- ア クラブ登録申請書
- イ 会員名簿
- ウ 予算書
- エ 決算書
- オ 団体の規約又は会則

### (2) 登録の取消

団体の故意又は重大な過失により、教育委員会が禁止している行為又は事業の円滑な実施を妨げる行為を行った場合は、当該団体の登録を取り消し、利用を認めないことができる。

## 6 利用申込み

クラブ登録の申請を行い承認された団体は、当該年度（4月から翌年3月）と翌年度4月分の1年1か月分の利用希望日程について、利用する学校施設別に利用予約票を作成し、教育委員会の定める期限までに提出するものとする。

なお、期間を限定して利用する団体にあっても利用を希望する期間分の利用予約票を同様に提出するものとする。

また、承認された団体が体育館を利用する場合は、教育委員会に誓約書を提出し、鍵を引き渡すものとする。

利用の可否は、開放校の諸行事を優先して判断するものとし、また団体の希望が重複した場合は、原則として当該団体間で調整するものとする。

年度の途中において新規登録した団体の利用については、その都度調整する。

## 7 利用上の注意事項

- (1) 活動種目は原則として制限しないこととするが、施設設備の状況などにより希望する種目の開放に応じられない場合又は活動内容に一定の制限を加えて開放する場合があること。
- (2) 活動に必要な特殊な用具及びボール等の消耗品は、活動団体が用意すること。
- (3) 各団体の責任者の管理の下、安全に活動するほか、万一事故や火災などが発生した場合は、各団体の責任において速やかに関係機関に通報するとともに、適切な処置を行い、当該学校の校長と教育委員会に報告すること。
- (4) 各団体は、利用時間内に清掃を行い、必要な箇所の施錠及び消灯などの原状回復を確実に行った後、活動を終了すること。
- (5) 教育委員会は活動団体の利用状況に応じ、学校体育施設開放事業でかかる実費を徴収できるものとする。
- (6) 本事業は地域のスポーツ振興を図ることを目的としていることから、団体が利用できる学校については、多くの団体の利用が可能となるよう、利用校は原則として1校とする。  
ただし、特別な事情により複数施設の利用を希望する場合は、その都度教育委員会と協議することとし、利用の可否については、双方合意のうえ教育委員会が決定するものとする。
- (7) 団体は、利用月の翌月5日までに教育委員会に利用人数を報告すること。

## 8 利用上の禁止事項

- (1) 学校施設内での飲食や学校敷地内での喫煙等の禁止。
- (2) 営利目的のための利用や、そのおそれがある利用の禁止。

## 9 補則

- (1) 施設利用に際しての留意事項は、活動開始日前に各団体に口頭及び文書により周知する。
- (2) この要領に定めるもののほか開放に関する必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。